

新	旧
<p style="text-align: center;">貿易保険共通運用規程</p> <p style="text-align: right;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00058 沿革 平成 14 年 1 月 22 日 一部改正 平成 15 年 3 月 13 日 一部改正 平成 15 年 9 月 12 日 一部改正 平成 16 年 9 月 28 日 一部改正 平成 17 年 3 月 29 日 一部改正 平成 18 年 3 月 20 日 一部改正 <u>平成 18 年 9 月 21 日 一部改正</u></p> <p>第 1 条 (略)</p> <p>(内容変更の通知時期)</p> <p><u>第 2 条 各約款に規定する内容変更の通知の対象となる契約変更のうち、発効条件が付されているものに係る内容変更の通知は、当該契約変更の発効日以降に行うものとする。</u></p> <p><u>第 3 条</u> (略) <u>第 4 条</u> (略) <u>第 5 条</u> (略) <u>第 6 条</u> 回収義務又は権利行使義務の履行に要した費用(以下「回収費用」という。)については、回収金納付時に回収された金額の範囲内において、かつ、支払保険金額の損失額に対する割合で日本貿易保険が負担するものとする。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合はこの限りでない。 2 回収義務の履行に要した合理的な費用として認めるものについては、<u>第 4 条</u>第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。 <u>第 7 条</u> 各約款に規定する回収金の納付について、被保険者が日本貿易保険に納付すべき金額を算出するにあたって用いる算式中、「支払保険金額 / 損失額(海外投資保険においては、<u>第 4 条</u>各項に規定する残額)」については、次のとおり取り扱うものとする。 一 表示通貨が外貨の場合は、「支払保険金額」には、円により支払を受けた支払保険金額(支払保険金額に損失防止軽減費用が含まれている場合は、当該費用を除く。)を保険金支払時に適用した換算率で表示通貨に換算した「建値換算支払額」を、「損失額」には、表示通貨建ての損失額を用いる。</p>	<p style="text-align: center;">貿易保険共通運用規程</p> <p style="text-align: right;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00058 沿革 平成 14 年 1 月 22 日 一部改正 平成 15 年 3 月 13 日 一部改正 平成 15 年 9 月 12 日 一部改正 平成 16 年 9 月 28 日 一部改正 平成 17 年 3 月 29 日 一部改正 平成 18 年 3 月 20 日 一部改正</p> <p>第 1 条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>第 2 条</u> (略) <u>第 3 条</u> (略) <u>第 4 条</u> (略) <u>第 5 条</u> 回収義務又は権利行使義務の履行に要した費用(以下「回収費用」という。)については、回収金納付時に回収された金額の範囲内において、かつ、支払保険金額の損失額に対する割合で日本貿易保険が負担するものとする。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合はこの限りでない。 2 回収義務の履行に要した合理的な費用として認めるものについては、<u>第 3 条</u>第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。 <u>第 6 条</u> 各約款に規定する回収金の納付について、被保険者が日本貿易保険に納付すべき金額を算出するにあたって用いる算式中、「支払保険金額 / 損失額(海外投資保険においては、<u>第 3 条</u>各項に規定する残額)」については、次のとおり取り扱うものとする。 一 表示通貨が外貨の場合は、「支払保険金額」には、円により支払を受けた支払保険金額(支払保険金額に損失防止軽減費用が含まれている場合は、当該費用を除く。)を保険金支払時に適用した換算率で表示通貨に換算した「建値換算支払額」を、「損失額」には、表示通貨建ての損失額を用いる。</p>

二 各約款の規定に基づく損失額が対外損失額と異なる場合は、「損失額」には、対外損失額を用いる。

2 前項の規定は、日本貿易保険が被保険者から権利行使等の委任を受け、これに基づき回収した金額について被保険者に配分すべき金額を算出するにあたって用いる算式にも適用する。

第8条 (略)

第9条 (略)

第10条 (略)

第11条 (略)

第12条 (略)

第13条 (略)

第14条 (略)

第15条 (略)

第16条 (略)

附 則

この改正は、平成 18 年 10 月 1 日から実施する。

別紙様式第 1

回収業者委任承諾申請書

年 月 日

独立行政法人日本貿易保険 御中

被保険者

住所 _____

氏名 _____ 印

貿易保険共通運用規程第 1 1 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

以下 (略)

二 各約款の規定に基づく損失額が対外損失額と異なる場合は、「損失額」には、対外損失額を用いる。

2 前項の規定は、日本貿易保険が被保険者から権利行使等の委任を受け、これに基づき回収した金額について被保険者に配分すべき金額を算出するにあたって用いる算式にも適用する。

第7条 (略)

第8条 (略)

第9条 (略)

第10条 (略)

第11条 (略)

第12条 (略)

第13条 (略)

第14条 (略)

第15条 (略)

別紙様式第 1

回収業者委任承諾申請書

年 月 日

独立行政法人日本貿易保険 御中

被保険者

住所 _____

氏名 _____ 印

貿易保険共通運用規程第 1 0 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

以下 (略)

別紙様式第 2

債権売却承諾申請書

年 月 日

独立行政法人日本貿易保険 御中

被保険者

住所 _____

氏名 _____ 印

貿易保険共通運用規程第 1 1 条 第 3 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

以下 (略)

別紙様式第 2

債権売却承諾申請書

年 月 日

独立行政法人日本貿易保険 御中

被保険者

住所 _____

氏名 _____ 印

貿易保険共通運用規程第 1 0 条 第 3 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

以下 (略)